

陳述書

被告らの広報冊子から
一般公衆放射線量限度
1ミリシーベルトの
厳守を学ぶ

2022年3月9日

原告 井戸川克隆

陳述書

東京地方裁判所駁

2022年2月14日

福島県双葉郡双葉町大字郡山字馬場116番地

原告 キム・ヒヤン

『平成27年(ワ)第13562号』

福島被ばく損害賠償請求事件

被告東電、被告国の広報冊子について

『一般公衆線量限度1ミリシーベルトの厳守』

はじめに

原告は、平成17年12月8日から双葉町長に就任した。これ以前は公共事業を受注する立場だったが、この日から反対の発注する立場になった。

町長になる前から、原子力発電所の危機管理について、甘いなどという感じを持つていた。特に、この思いが強かつた事例は、スリーマイル・アイランドの事故時の町の対応を見ていて、町の行政職員の専門性のない判断に、危機を感じていた。

今度は自分がしつかりしないたといけないと、気を引き締めて町長を拝命した。

この気持ちを知つてか分からなが、東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以降「原発」という。）の保安検査官事務所長の都筑氏が、就任間もない、議会を控えていて大変忙しい最中、役場に町長を訪ねてきた。

このとき示されたNISAというパンフレットは、原事が原発に求めていた安全対策に、危機感を払しょくしてくれたこのパンフレットを大切に保管してきた。

このパンフレットが事故後の対応で虚偽記載だったことが、暴露されました。

しかも、ここに記されている事故防止に万全を期してきたといふ内容から違うことが、2011年3月11日に模型が壊れるような崩壊が発生した直後には、原災法、災害対策基本法、原子炉等規制法などに対して、公然と真逆な対応を行い、第一原発に常駐するはずの保安検査官が同所から退避してしまったのである。

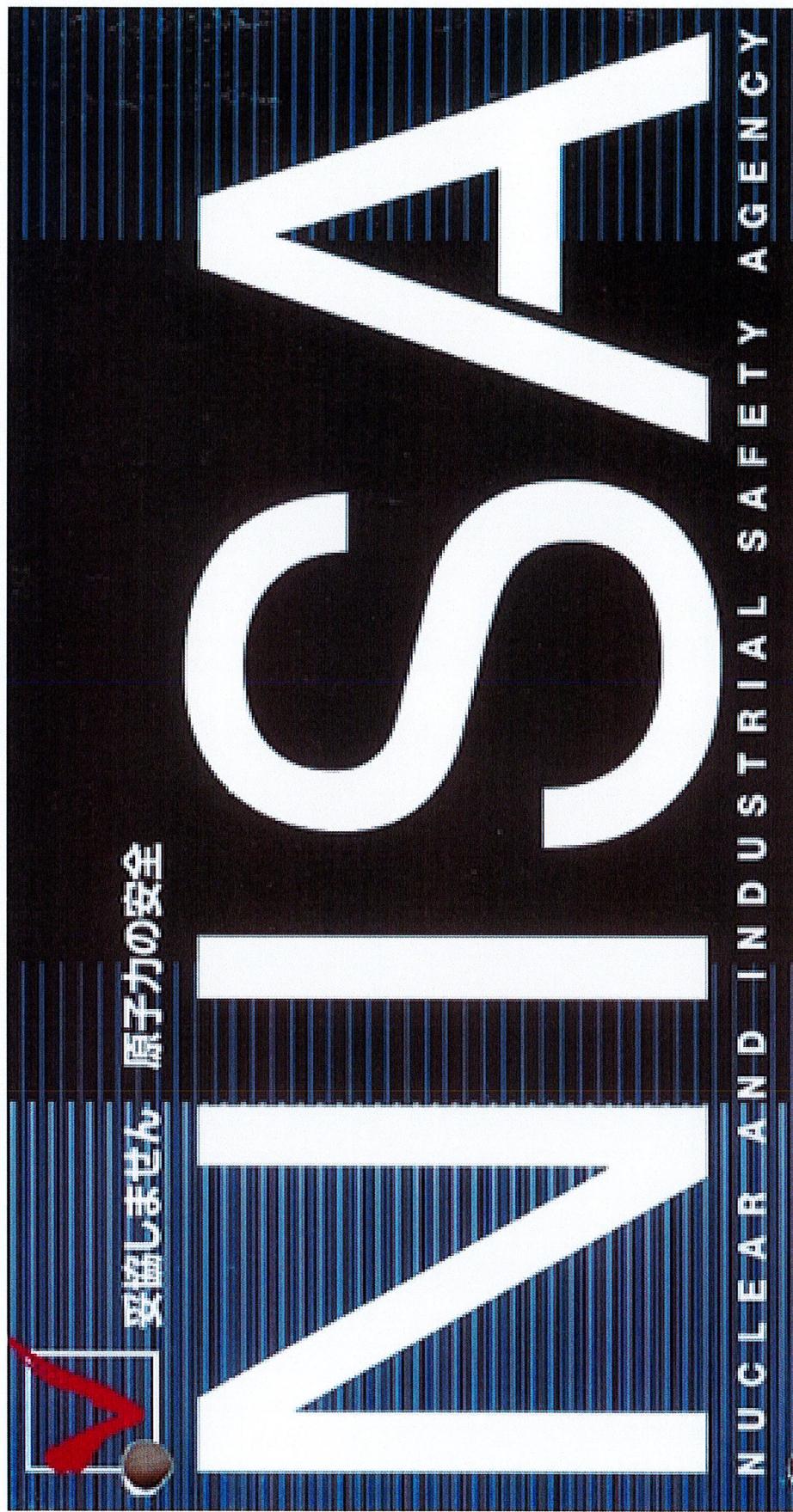
国家公務員が、まさか地方自治体を裏切ることなど考えたことがなかったので、このパンフレットで説明された内容と違う対応に裏切られた思いがビビリに強い。

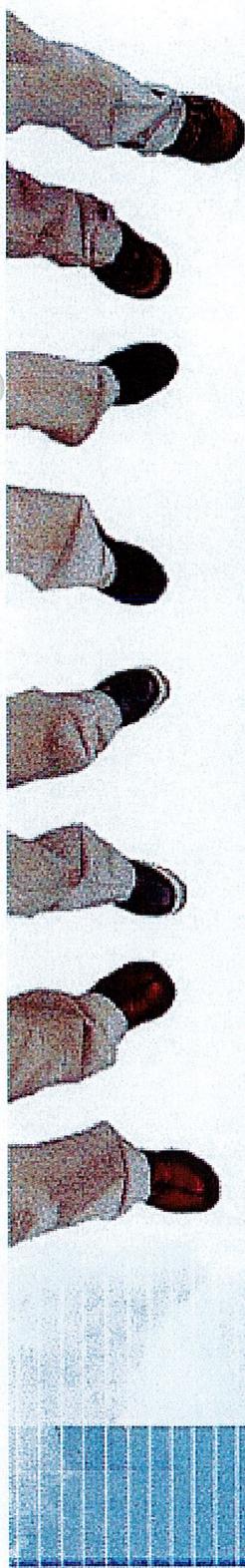
この裏切られた事例は他にもあるので、少しでも多くの事例をあきらかにして、東電の事故は「人災」と「裏切り」の塊であることを証明することを考えている。

本書では、被告らが事故前に「一般公衆線量限度1ミリシーベルト」を厳守するとしていたことを以下の資料をもって明らかにする。

第1章 事故前の報告・広報に学ぶ

1. 原子力安全・保安院広報誌「要協しません原子力の安全「NISA」」(2005年7月発行)には、





差を許さない厳しい監視

国民のみなさまのエージェント(代理人)として、原子力の安全を厳しく監視します。



CONTENTS

- 2~3 わが国の原子力安全確保の体制とNISAの役割
- 4~5 NISAが行う安全規制① 安全規制の観点としくみ
- 6~7 NISAが行う安全規制② 安全規制のながれ
- 8~9 原子力保安検査官の活動
- 10~11 万一の緊急事態への備え 原子力防災と核物質防護
- 12 広報・広報活動の展開

NISAは、国民のみなさまの エージェントとして これからも安全規制の質の向上に 取り組んでまいります。

質の高い安全規制を行うには、原子力安全を担う行政庁として徹底した情報公開を行い、また説明責任を果たすことが重要とNISAは考えます。このためNISAは、安全規制の内容を国民のみなさまにご理解いただくとともに、みなさまの声をこれから規制活動に活かしていくことを目的として、積極的な広聴・広報活動を展開しています。

原子力施設における放射線防護

原子力施設周辺における放射線の量

原子力施設は、基本的に放射線の持つ効果を利用した技術を扱う施設ですが、その一方で、放射線による人体への影響ができるだけ少なくする対策（放射線防護）が求められています。我が国では、放射線障害防止法や原子炉等規制法などの法令により、事業者に対し放射線防護の措置を行う義務を負わせており、一般公衆はもとより、放射線業界従事者に関する放射線の量の限度も定めています。

放射線防護に関する国際的な機関として、国際放射線防護委員会（ICRP）があります。この委員会は、人類が受けける放射線の量などの限度について各国に勧告を行っていますが、我が国で定められている基準は、この勧告内容に沿って、我が国の放射線関係の専門家によって構成された放射線防護審議会の審議を経て決められたものです。

原子力施設周辺における放射線防護を考える上では、もともと自然界に存在している放射線（自然放射線）との比較において、適切と判断される放射線防護施設の規模や管理の方法が採用されています。

原子力発電所の場合、法令で周辺に与える影響の限度を年間1ミリシーベルトと定めていますが、これに加えて国では年間0.05ミリシーベルトと、さらに低い目標値を定めています。

NISAは、放射性物質が原子力施設の外に基準値以上漏えいしないような設計であることを厳しく審査し、また、運転にあたっては、事業者に徹底した安全管理を行いうよう義務づけています。

これは、1ミリシーベルトの考え方を原子力安全・保安院が自分で語つてしめたもの。事故後には、これを通用させないと書いてあります。しかも、避難基準とか、避難解除基準とも書いてあります。

また、賠償基準に20ミリシーベルトという線量で、賠償額を決めることがありますと書いてあります。ここで語つてはいたことを国が守らなければ、この文書は虚偽記載となり、虚偽公文書作成となる。

放射線影響と原子力施設の安全

原子力施設では、その運転の過程でさまざまな放射線が発生しています。「放射線」とは、原子炉内などで作り出される不安定な原子核の崩壊や核分裂のときに放出される粒子や電磁波のことです。

こうした放射線を大量に受けてしまうと、その種類や量によって差はあるものの、私たちの体に影響が生じることが知られています。ある一定のレベルを超える量（しきい線量）の

放射線を受けると、脱毛、白内障、だるさ、やけどのような症状が現れます。また、放射線を受けたからといって必ず発症するわけではありませんが、受けれる量が増えると、ガンや白血病、遺伝障害などといった病気になる確率が高くなるとも考えられています。

原子力施設の安全を確保する上では、何よりも放射線による影響をいかに防ぐかが大切になります。

原子力保安検査官事務所

NISAは、全国にある53基の原子力発電設備、12か所の核燃料サイクル設備の近くに、合計21か所(平成17年4月1日現在)の原子力保安検査官事務所を設置し、これらすべての施設の安全をチェックしています。

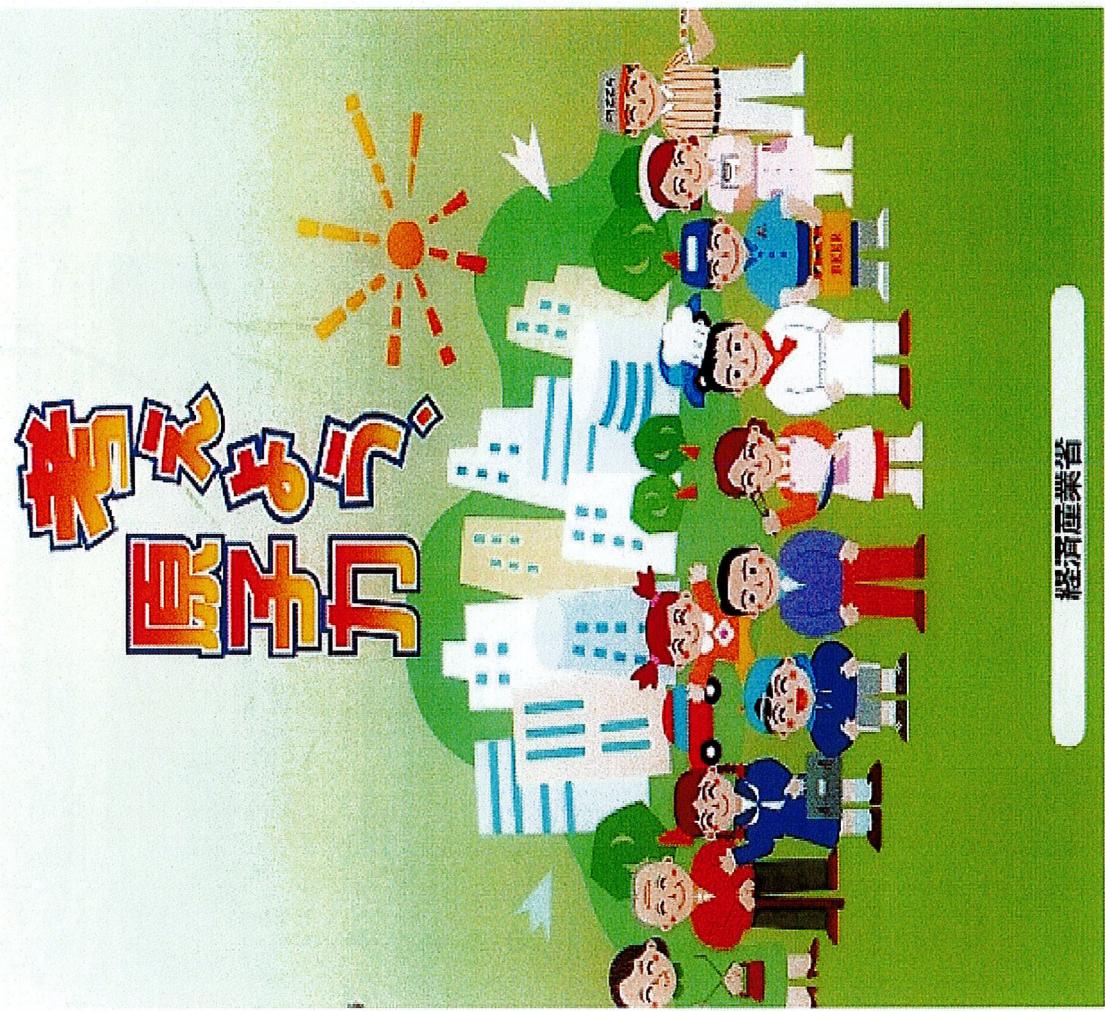
全国で100人を超える原子力保安検査官が、

原子力保安検査官事務所に常駐しています。原子力の専門家である原子力保安検査官は、365日、24時間対応できる体制を整え、日々の巡回活動や定期的な検査を行っています。また原子力防災専門官も常駐しており、日常から万一日の事態に備えて活動をしています。

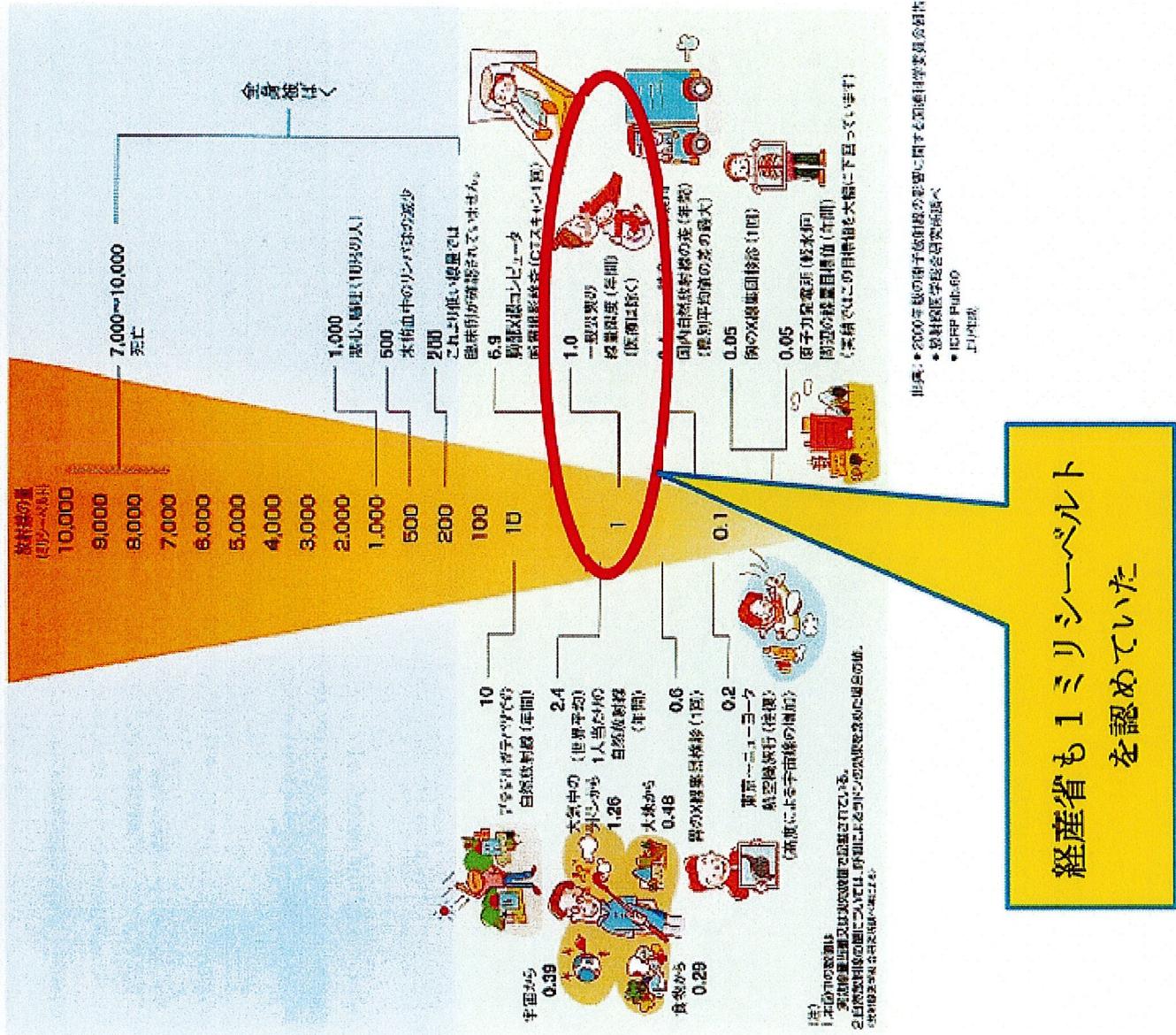
ここ的文章は非の打ち所がないほど完成され
ている。

したがって、原子力保安検査官、原子力防災
専門官らが、オフサイトセンターの立ち上げを行
わざ、発電所周辺自治体の住民より早く発電所
から離れ、自分らの身を守る行為は、上記の理
から言えば、裏切る行為と言えるだろう。

2. 経済産業省「考え方原子力」(2005年3月発行)



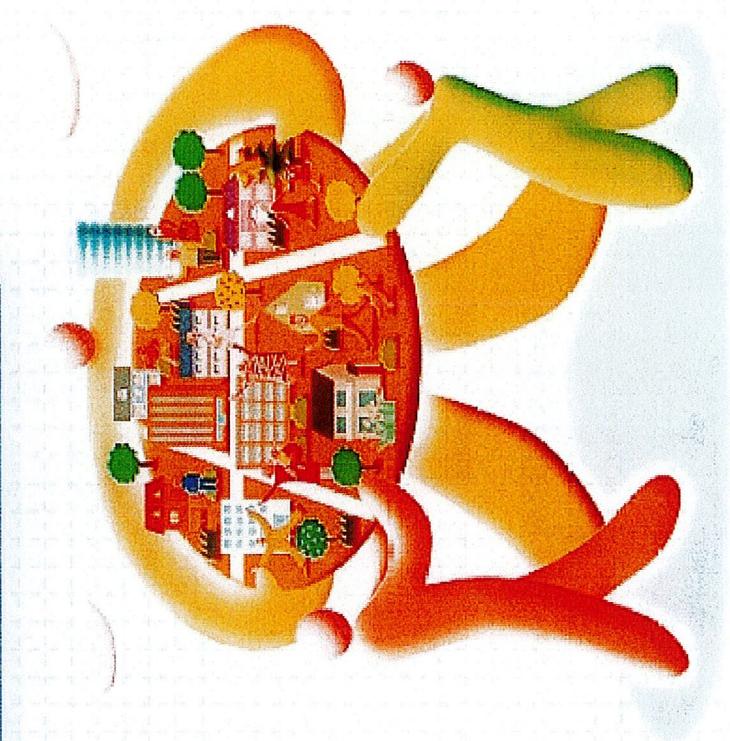
放射線とその影響



ここには、明記されているので、原告が解釈を
加える必要がない。

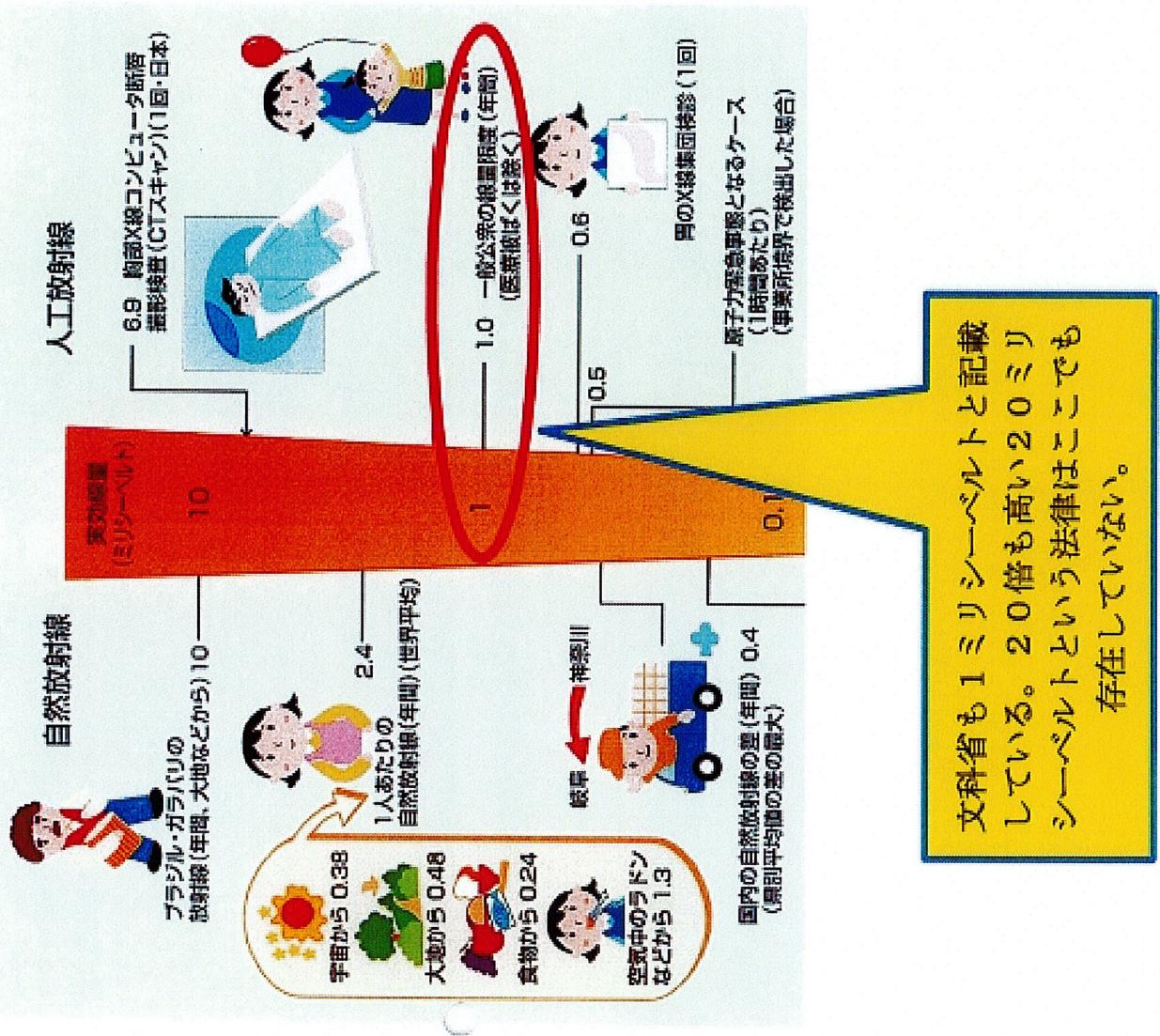
これほど明確に1ミリシーベルト線量限度を
語つてゐる経産省が、20ミリシーベルトの法外
な基準を主導することは許されない。

3. 文部科学省「原子力防災の手引き」(2004年3月発行)



文部科学省

日常生活と放射線



文科省も1ミリシーベルトと記載している。20倍も高い20ミリシーベルトという法律はここでも存在していない。

文部科学省は子供たちに20倍の法外な基準に従わせようとしたが、大丈夫なのだろうか。公務員職権濫用罪といいう罪名があるが、果たして大丈夫なのか。

4. 福島県「原子力防災のしおり」(2004年3月発行)

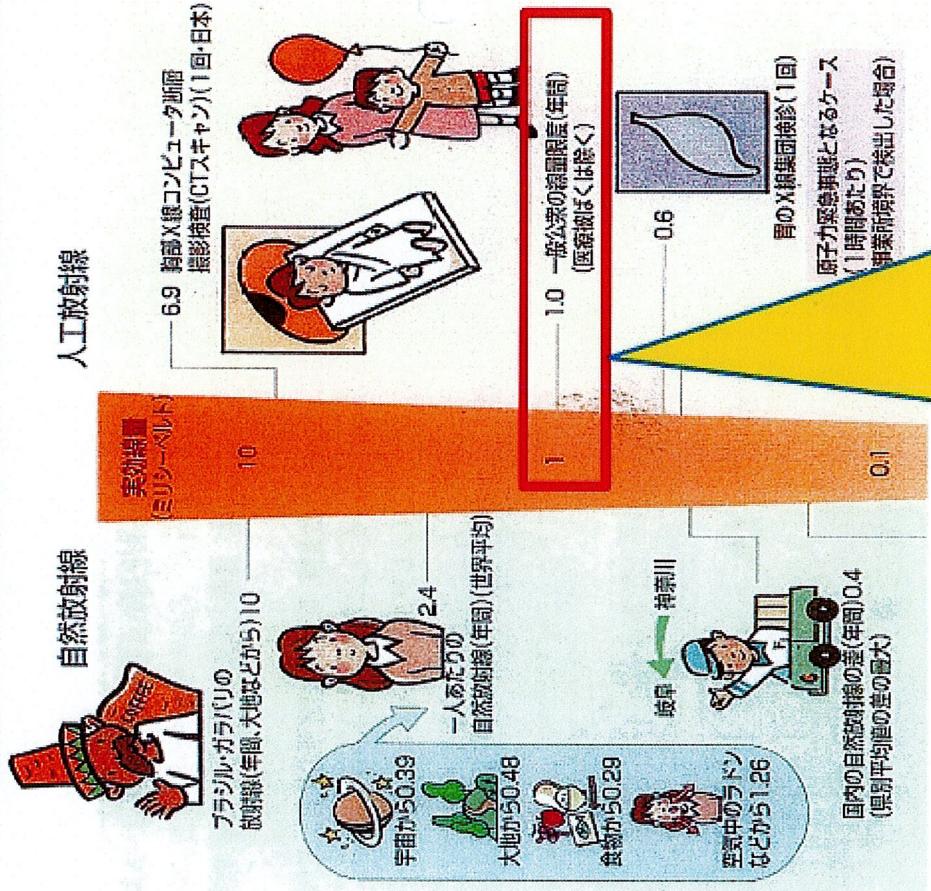


原子力防災の しおり

福島県



〈1〉日常生活と放射線



福島県でさえも1ミリシーベルト
論者たび

福島県は20ミリシーベルトを、これまで良いのだろうか。

福島県はここに、「はつきりと1ミリシリベルトと書いておいて、国に20ミリシリベルトと言わせて良いのだろうか？」

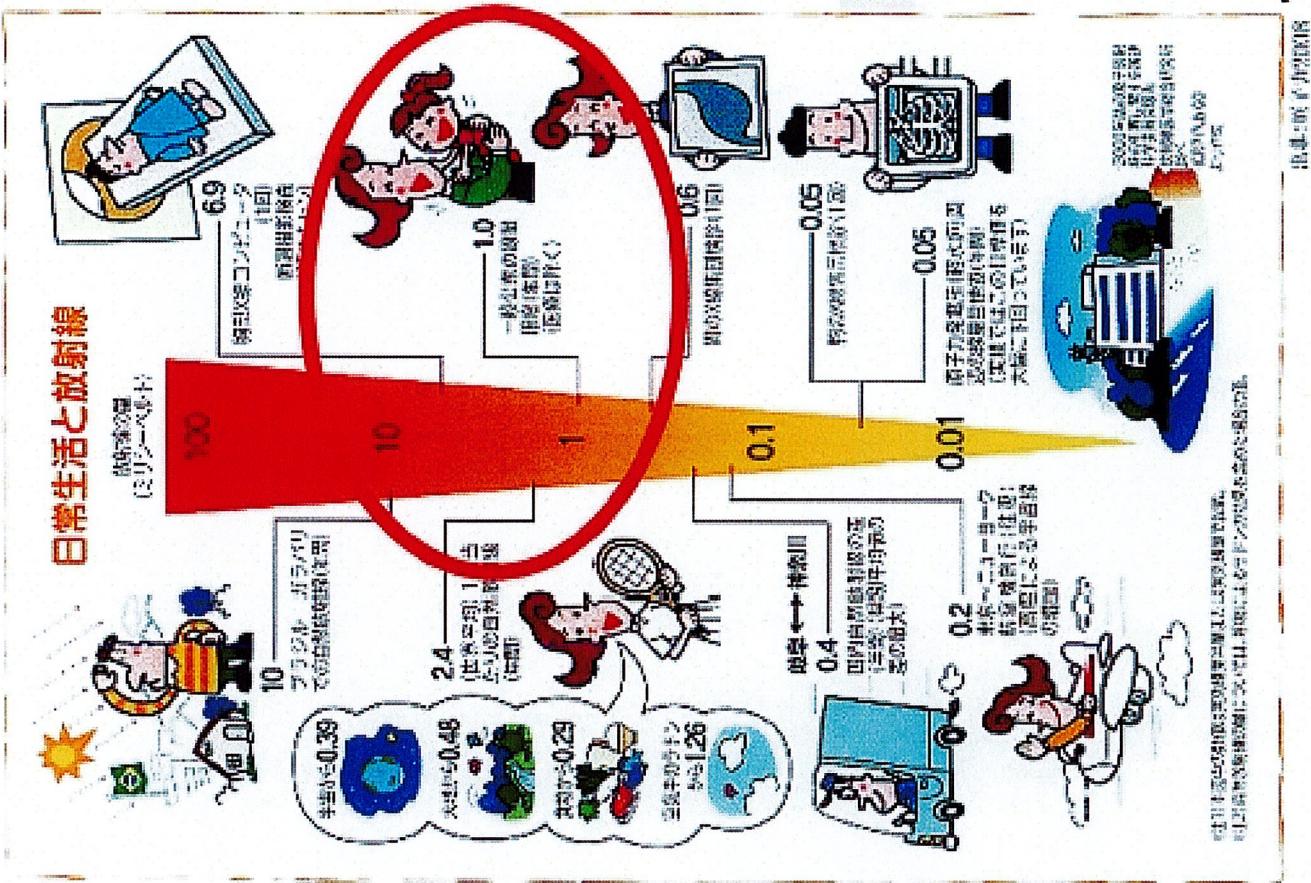
「なあ、俺は県民を外に出したくないんだよ」と、知事は独裁してはいけなかつた。

外に出さなければ、子供たちが甲状腺ガンに侵されてしまった責任を取らなければならぬいたさう！

5. 福島県原子力広報協会資料

1) アトムくしまニュース No.197 (2009年6月発行)





「人工放射線」

「放射能環境の世界」、実験室の研究に曝けたり、あるいはテレビなどで見たり耳にしたことがあります。この「人工放射線」をもう少し詳しく説明します。

人工放射線は×線やγ線なども放射線で実験や研究などでの利用が一般的な「人工放射線」を指す。しかし、一回の爆弾や原子炉などでは0・05mGy/h～0・4mGy/hの範囲で人工放射線が取れてしまう。だから、原子炉の周辺や原子炉や容器の中でも人工放射線が発生する。

○測定値上など、人工放射線は常に上乗に示す傾向があります。

人工放射線は主に半衰期の長い放射性元素で構成されています。半衰期は、その半分が0・001mGy/h～0・01mGy/h程度である。現在では、その範囲(0・001mGy/h～0・01mGy/h)とされる。

福島県原子力広報協会も1ミリシーベルト論を
言っている。

福島県と双葉郡及び南相馬市、飯舘村、田村市、いわき市は20ミリシーベルトを受け入れた場合、法律違反になるので、黙つてしまいのだろうか、とても心配だ。

2) アトムくしま別冊シリーズその16 (2009年1月発行)

ウランちゃんの原子力の基礎知識には

アトムくしま別冊
シリーズその16
●保存版●

知つていりと役に立ちます

ウランちゃんの原子力の基礎知識

Q & A

- 放射線と放射能は違うものなの?
- 放射線にはどのような種類があるの?
- 放射線にはどのような威力があるの?
- 私たちの身の回りにも放射線はあるの?
- 放射線にはどのような部位が必要なの?
- 放射性物質は含まれている?
- 私たちの日常生活でどのように放射線を浴びているの?
- 放射線はどのような考え方について整理されているの?
- 放射線はどのように利用されているの?
- 原子の周りの放射線や放射能は測定しているの?

放射線障害防止法

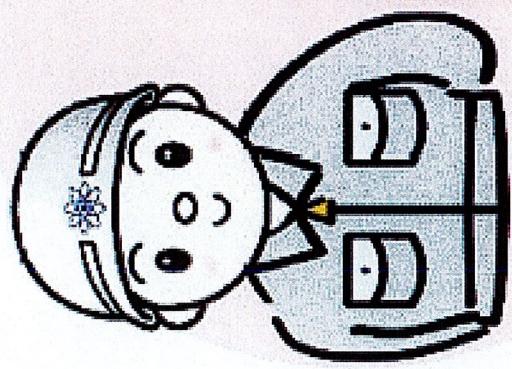
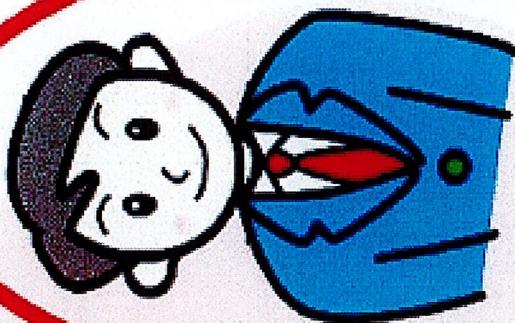


◆ウランちゃんの豆知識③

Q. ICRP（国際放射線防護委員会）について教えて？

A. ICRPは、放射線医学、生物学、遺伝学などに関連する世界の専門家で構成されており、放射線に関する防護の基本的な考え方と、職業人及び一般公衆に対する線量限度を勧告しています。

ICRPの勧告する放射線防護基準は、世界各国の放射線防護策の基礎となる原則を提示するものであり、世界各国の放射線防護基準はICRPの勧告を基準に策定されています。我が国の放射線防護基準会等ICRPの勧告に基づいて、放射線審議会等の審議を経て策定されています。



一般公衆についての
線量限度
1ミリシーベルト/年間
(自然放射線と医療は除く)

放射線業務従事者に
対する線量限度
5年間で100ミリシーベルト、
1年間で50ミリシーベルトを
超えない

ウランちゃんも1ミリシーベルトを線量限度と
話っている

福島県原子力広報協会は20ミリシーベルトを
受け入れることはできない。

受け入れて被ばく被害を無いことにしたら、法
律違反となってしまう。

私はこの協会の一員なので、1ミリシーベルトの
線量限度を厳守している。

6. 東京電力株式会社

1) 被告東電の広報冊子「きずな De ふたば」(2010年1月発行)

Vol.37

2010 | 1
Vol.37

きずな
de ふたば

東京電力

新規開拓と技術開拓の両輪で、
より多くの人々に安全で安心できる電気を
お届けするため、日々努力してまいります。

はつらうじ・しきしき吉。双葉元氣生活誌 握!

ズームアップふたば
おいしいレ・シ・ビ

新規開拓と技術開拓の両輪で、
より多くの人々に安全で安心できる電気を
お届けするため、日々努力してまいります。

新規開拓と技術開拓の両輪で、
より多くの人々に安全で安心できる電気を
お届けするため、日々努力してまいります。

TEPCO二ユース、
知るほどなるほど 放射能検査

INSIDEマリーゼ
あとむひ・ちば
海鳥たちの伝統
おとぎの島、いわき
おもかげ、おもかげ

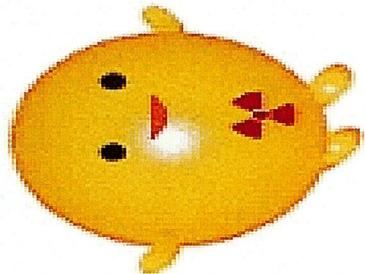
知らないほど身に近い 放射線

私たちの身近なところにある
「放射線」についてご紹介します。

放射線はどのくらい受けないと体に影響ができるの？

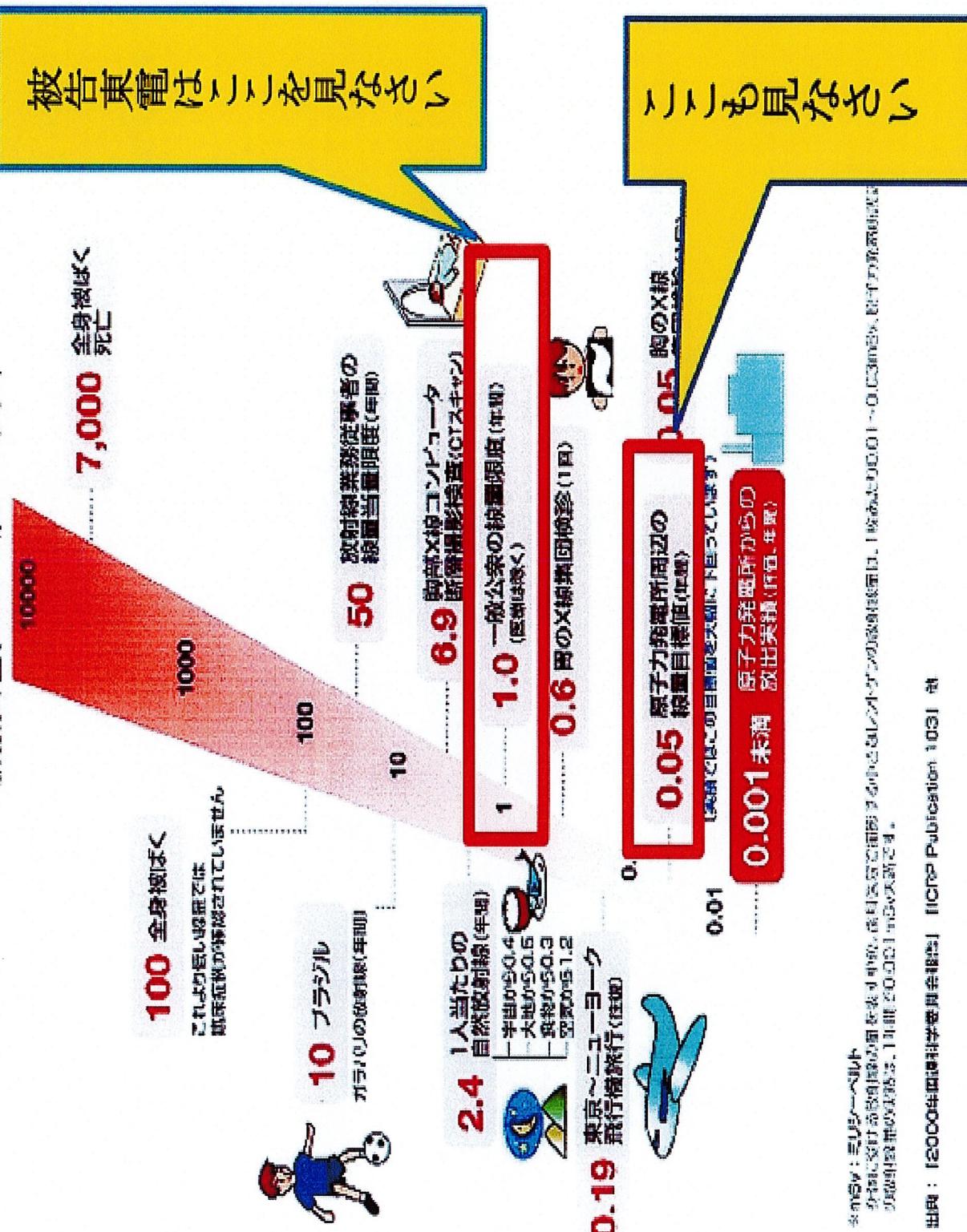
私たちの身の周りに常に存在している「放射線」。意外などごろで利用され、私たちの生活を便利にしています。このコーナーでは、「放射線」についてのいろいろな情報を、取材等を通してお知らせしていきます。

放射線は一度に大量に受けると人体に影響が出てきますが、私たちには大地や食物から、年間約2.4ミリシーベルト（世界平均）の自然放射線を受けています。自然放射線の量は、国や地域によってだいぶ異なりますが、人間の健康や寿命に差はありません。



日常生活と放射線

放射線の量 (mSv : ミリシーベルト*)



参考値：ミリシーベルト
放射線を受けた際の頭痛を起す確率は0.01%未満であることを示す統計的根拠はない。1時間で0.02mSv以上だと、医学的に問題があるとされています。

出典：「2000年国連科学委員会報告」 [ICRP Publication 103] より

被告東電は、原告にカナルの反論しても無駄だ。

被告東電自身の広報冊子には上記のように、1ミリシーベルトが一般公衆の被ばく限度と記載している。

如何なる理由で、原告に反論するのだらうか、先ず、被告東電が約束を守つてこそ、きずなが生まれることを思い出さなければならぬ。

平成19年8月28日

東京電力株式会社

式会社 売上高



6号機における水漏れ（1/3）

■6号機における水漏れに伴う放射性物質の海水への放出について

●時系列

- 7月16日 12:50 原子炉建屋非管理区域に漏えい水を確認
- 18:20 漏えい水に微量の放射能を確認
- 20:10 漏えい水が放水口経由で海へ放出されたことを確認
- 21:45 プレス発表

放出された水量：約1.2m³

監視・輸出

放射能量：約9メガベクセル

これによつて受けける放射線量：0.0000000002ミリシーベルト

一般の人の線量限度：1.0ミリシーベルト

自然界からの年間放射線量：2.4ミリシーベルト

●発生原因

原因是原子炉建屋内であふれ出した使用済燃料プールの水が電線管などを伝つて非管理区域に滴下したためと推定（現在滴下なし）

武藤常務の報告書



被告東電は、原告らに被ばくをさせてしまった責任があることを知らなければならぬ。

被告東電は現在、この資料とは全く異なる反論をしているが、事実を曲げないようしなければならない。

この資料は、被告東電が双葉町民に1ミリシーベルト以上の被ばくさせた義務があることを十分承知していたことを証明している。

小括

ここまでこの資料から察すれば、被告らの反論や
20ミリシーベルトが法律であるかのような虚偽を
繰り広げ、原告ら及び全国民を騙しているが、原
告らは「**被ばくさせられない権利**」が、あ
ることがここで確認できた。

第2章

原告の立場

原告の立場は、町災害対策本部長として、災害対策基本法と原子力災害対策特別措置法上に定められている、町民の保護をすることだった。

これを無視し、被告らは情報停止をし、災害対策本部長の責務の保護を妨害した。

それは、第1章で述べた関係資料を全て活用せず、知らないところで、知らない者たちが、この資料にないことをを行い、拳句に被告東電と被告國らが事故情報を独占してしまい、原告ら被害者を故意的に排除し、避難の遅れを生じさせた。

その中で最も悲惨な事故犠牲者は行政の過誤による、救助・救済放棄により発生した双葉病院置き去り死傷事件である。

原告も情報欠落のなかで、1号機機のベント、更には1号機の爆発物による接触、吸引被ばくをさせられ、同時に多くの住民、関係者らも大量の被ばくをさせられてしまった。

これは、適時、的確な情報があらわしながら被告らが避難訓練マニュアルを運用しなじいで、無為・無策を続けたことによる傷害事件と考えている。

原告は、この無策と情報泥棒の被害者でありながら、やがて町民達によつて、町長の無為・無策による被ばく被害の損害賠償請求が多数多く発生することが予想される。

このとき原告は、反論として、官邸による誤導と情報独占によるものと説明し、決して無策ではなかったこと、放射線の影響を避けたために、町民を埼玉まで避難させたことを説明し、充分ではなくともしくらかでも理解を求めるべばならないと考えている。

さて、本訴において被告らは、原告の被ばくは当然だと反論しているが、それは第1章で示した彼らのミリシーベルトの約束を語らずにはおけない。

この資料は 被告らが作り、颁布し、ミリシーベルトについてしつかりと説明していった。このため、誰が何と言おうがミリシーベルトの約束を厳守してもらわなければならぬ。

本件事故発生以来、多くの虚偽事案が蔓延しているが、これらの資料は虚偽でしたと言うのか、それともなかつたことにしてほしいのか分からぬが、原告は事故前の確かな約束と受け取っている。

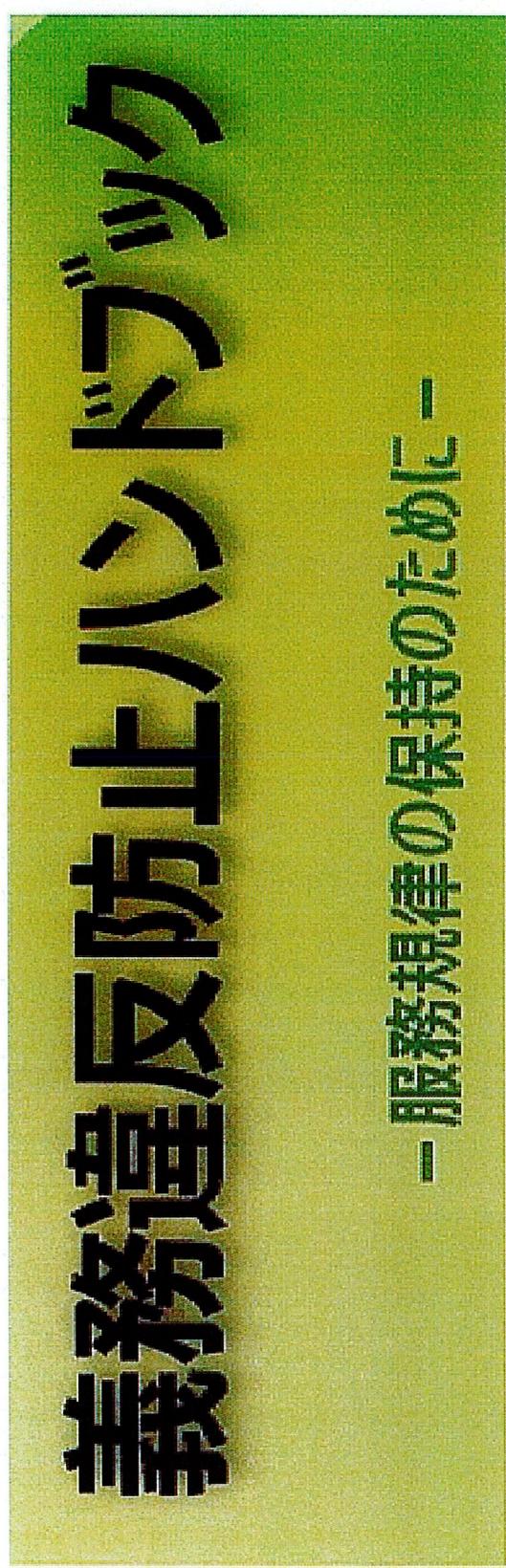
そして、双葉町は福島県原子力広報協会の会員として、広報協会発行の広報冊子「アトムふくしま」、及び「ウラシノちゃんの原子力の基礎知識」に記載した内容に責任がある。

その上、福島県が発行していた広報冊子「原子力防災のしおり」の末尾に書いてある「原子力発電所の緊急時に地域の皆さんができるべく行動など大切な事柄が書かれています。目につく所に保管し、いざという場合に活用してください」と記されていたので、当然、地元自治体の災害対策本部長として広報に責任があつた。

このため、IAEA,ICRP,UNSCEAR等、及び、山下俊一ら歴史修正主義者に誤導されるわけにはいかない。

彼らに誤導されたら、発電所周辺自治体の住民から任務違反で、責任を追及されてしまう。このため、原告は第1章の資料の記載の被告らの責任を果たさせることと、自身の責任も果たさなければならぬ立場にいる。

第3章 公務員職権濫用は犯罪（説明資料添付）



原告が考える公務員職権濫用とは、【公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は、権利の行使を妨害したときは公務員職権濫用罪という。違反した場合の刑罰は2年以下の懲役または禁錮刑です。刑法193条。

義務のないことは、法律で定められた義務のないことを指します】(ウエブより引用)に鑑み、1ミリシーベルト以外の線量基準で、被災者の避難を妨害したことは、該当するのではないかと考えている。

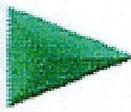
従つて、その前段として、人事院が発行している「**義務違反防止ハンドブック**」を参考にして、本件原発事故後の対応を分析する。

公務の根本基準



日本国憲法第15条第2項

すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。



国家公務員法第96条第1項

すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たつては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

趣旨

◆ 宪法第15条第2項は、「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」と定めており、国家公務員法（以下、国公法）では、この規定を受けて、第96条に国家公務員の服務の根本基準に関する規定を設け、第97条以下に具体的な服務義務に関する規定を置いています。

◆ 国公法には、国家公務員の服務の根拠基準として、

- ① 国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務すること
 - ② 職務の遂行に当たっては、全力を挙げて専念しなければならないこと
- が定められています。国家公務員は、国民全体の奉仕者であることから、民間企業等の労働者とは異なった服務義務が課されています。

◆ 国公法の服務義務に関する規定は、原則として全ての一般職の国家公務員に適用されますが、非常勤職員については、その職務と責任の特殊性により兼業など一部の服務義務で、特例的な取扱いが行われています。

この当たり前にば無い、被ばく限度の20ミリシーベルト、100ミリシーベルト論により、被ばく防止を我慢させられた人々は、本来の1ミリシーベルト以上の環境に在所する義務は課されていない。

すると、法律にない20ミリシーベルトの我慢を強いた被告国の責任者は公務員なので、被ばくする義務のない被災者を被ばくさせたのは、まさに公務員職権濫用罪に該当すると思う。

結語

被告国及び被告東電が示した20ミリシーベルトという数値は虚偽であり、これを強制することは義務のない国民への挑戦であり、地域社会を崩壊させる行為である。

原告は、原子力行政に関する双葉郡内で様々な議論を重ねてきた。

それが、前段で示した被告から提供されたミリシーベルト厳守の資料である。

これを守らない被告は、自己の責任回避のために、さらには虚偽の反論を何重にも重ねているのは不當であり、とるに足らないものである。

ここで全部の悔しさを語り切れないが、せめて、事故前に被告から示された資料（証拠）上で、被告らが語つていた言葉を振り返りながら、事実を法廷に届けたいと思いつく陳述した。

原告が所有している証拠は大量にあるが、要所を見極めて示したいと考えている。

双葉町長の就任期間は短かったが、中身は濃かつた。原発の老朽化に気を使っていたので、東電の報告には中身を見て、構造的問題には技術系の社員を呼びび、的を絞り質問して、改善策を提示したりしていた。

ミスは多かった。高学歴社員は現場をよく知らなければ、発見が遅れたり、意図的に見逃したりしていた。その理由は、自分の時のミスは出世に響くので、後に先送りをしていった例があると知られたこともあつた。

このような毎日が、やがて手に負えない大事故を招いたのである。

原告は、役場に来る来客の目を見ることにしていた。目は大切なポイントで、会話をしながら観察していくと、現場を見ているのか、見ていないのかが直ぐに分かった。

また、社員の日焼け具合も見ていた、大きなコンクリートの中に一日中いるので、日焼けするはずがないのに、目立つ日焼けはゴルフに行く遊んでしる証拠なので、よく観察していました。

そして、最も悲しいのは、これらの資料は双葉郡内の住民に知らされていたが、本件事故の最悪の20ミリシーベルトの強制に異議の気持ちにたどり着かなかったことである。

これは、住民に限らず虚偽に従う為政者、議会議員並びに役場職員たちにも同じことが言える。

この結果が、被災者自身に事故の責任が転嫁されいることを放置して、20ミリシーベルトの虚偽の数値に騙されて、避難解除に従った為政者たちは、原発事故の責任者とさせられてしまい、やがて、住民たちから、行政過誤による違法性を損害賠償請求として訴追が起きることが心配である。

作文は現場に適合しない。

一番、任務違反を犯している者は、おのれの責
任回避のために、公職の地位を悪用して、現場
を顧みない机上の事故処理を行っている
者たちである。

特に言いたいのは、放射線量を「**推定**」とか「**推計**」とか言つて、現場に聞くこと（問診、触診）をしなじいで、人の健康問題を、IAEAを始めとする歴史修正主義者たちが云々し、それをまことしやかに、環境省などが被害の滅却に悪用していくことは、公務員職権濫用罪に匹敵すると考えている。

—終わり—